



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

-

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件の一部を改正する件（同八一五）

○陸上における爆撃訓練を実施する件（防衛一二九）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 最高裁判所

〔皇室事項〕

官庁事項

〔官庁報告〕

官庁事項

隠岐海峡地区にかかる特定漁港漁場整備事業計画書の公表について

（農林水産省）

日本産業規格

（厚生労働省・経済産業省）

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

（厚生労働省）

諸事項	官庁	裁判所	犯 罪 被 害 財 産 支 給 手 続 開 始 決 定 関 係
会社その他の 相続、公示催告、失踪、除権決定、 破産、特別清算、会社更生、再生、 所有者不明関係			

○厚生労働省令第三号
刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、国土交通省・厚生労働省・関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十六日

厚生労働大臣 福岡 資麿
国土交通大臣 中野 洋昌

国土交通省・厚生労働省・関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「禁煙」を「苟禁煙」に改める。

附 則

（施行期日）

この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

法規的告示

○經濟産業省告示第八十号
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第一号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第一項第一号、第十一号又は第四十九号に掲げるものを行つている場合にあっては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調つた事項に関する措置を講ずること。

五 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。
六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。
(特定技能外国人受入事業実施法人の登録)

（新設）
第四条 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合するものは、經濟産業大臣の登録を受けることができる。
一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。
イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受け入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用

改 正 後	經濟産業大臣 武藤 容治 (特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私機関の基準)
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第一号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号の告示	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第一号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号の告示
改 正 前	經濟産業大臣 武藤 容治 (特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私機関の基準)
第三条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号の告示	第三条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号の告示

省令
令

で定める基準は、特定技能雇用契約の相手となる本邦の公私機関が次のいずれにも該当することとする。
一 生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行つてること。

二 第四条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第一号イに規定する行動規範を遵守すること。

で定める基準は、特定技能雇用契約の相手となる本邦の公私機関が次のいずれにも該当することとする。
一 経済産業省の組織する製造業特定技能外人材受入れ協議・連絡会（次号において「協議会」という。）の構成員である。

（新設）

二 特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第一項第一号、第十一号又は第四十九号に掲げるものを行つている場合にあっては、協議会において協議が調つた事項に関する措置を講ずること。

三 経済産業省又は協議会の行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他の業務に対しても必要な協力を行うこと。
四 経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他の業務に対しても必要な協力を行うこと。
五 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。
六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。

（新設）

三 経済産業省又は協議会の行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他の業務に対しても必要な協力を行うこと。
四 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。

五 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。

口 法第二条の四第一項で規定する分野別運用方針で定める全ての試験区分に

施 における製造分野特定技能評価試験の実

二 第二条第一項各号又は第二項各号のい

ずれかに掲げる産業を行う事業所を有す
る本邦の公私の機関の組織する団体を構

成員としてすること。

三 協議会の構成員となり、協議会に対し
必要な協力をを行うこと。

(登録の申請)

第五条 前条の登録を受けようとする者(以

下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称、住所及びその代表者の氏名

二 特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項

2 前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条

第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 役員(業務を執行する社員、取締役、

執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)のうちに次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの

(新設)

イ 第十条の規定による登録の取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生

した当時現に当該取消処分を受けた法

人の役員であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

口 第四条の登録の申請の日前五年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者

三 第十条の規定により登録を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

(登録に関する通知)

第七条 経済産業大臣は、第五条第一項に規定する申請書の提出を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を遅滞なく登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第八条 第四条の登録を受けた者(以下「登録法人」という。)は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更の生じた年月日を記載して、その旨を遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(新設)

(新設)

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(報告の微収等)

第九条 経済産業大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に關し報告を求め、又は指導をすることができる。

(新設)

E-25-48033	福井センイ有限公司	E-40-48080	株式会社アルズケラフト
E-27-48035	KENKEN株式会社	E-43-48083	株式会社トレーズ
E-13-48023	株式会社徳屋	E-23-48091	株式会社笠原内装
E-1-48026	アーリーユース株式会社	E-40-48079	藤原 建吾
E-33-48029	株式会社住まいのシード	E-40-48087	株式会社Free Life
E-38-48034	楓 寛太	F-13-1728	株式会社フォーユアンビエン
E-39-48038	寺尾 友児	F-13-1729	株式会社アクタス
E-14-48043	有限会社服部表具店	F-13-1730	株式会社Aqua Interior
E-38-48045	中岡 友和	F-13-1731	株式会社Ones holding company
E-41-48047	株式会社アーバンヒルズ建設	F-13-1732	株式会社アーバンヒルズ建設
E-45-48048	前多 政雪	F-23-1733	株式会社新井塗装店
E-46-48041	牧追 幸男	F-E-22-1726	株式会社Tubeless Works
E-30-48039	株式会社内装技研	O法務大臣公示第十九回	○法務大臣公示第十九回
E-14-48006	小野 隆臣	F-E-1731	公証人法(明治四十一年法律第五十ニ町)第七
E-1-48031	合同会社平川内装	FE-1731	条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に
E-1-48050	伊藤抄介	O農林水産省告示第八百一回	電磁的記録に関する事務を行わせる。
E-33-48052	株式会社ライフデコレーション	O森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第	この告示は、告示の日から効力を生ずる。
E-23-48017	原辰郎株式会社	115条第一項の規定により、次のように保安林	令和七年五月二十六日
E-33-48051	株式会社ベストプランニング	の指定をする。	令和七年五月二十六日
E-16-48055	ナカイ装飾株式会社	○農林水産省告示第八百一回	○農林水産省告示第八百五号
E-1-48049	吉本 哲也	東京法務局所属	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
E-30-48053	株式会社快宅 Reform	木下 雅博	二十一条第一項の規定により、次のように保安林
E-4-48064	岡村 由行	法務大臣 鈴木 譲祐	の指定をする。
E-20-48066	株式会社N E O C R E A T I	見米 正	4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
E-27-48046	株式会社シモムラ	〔一〕立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間	2 その他の森林については、主伐に係る伐
E-39-48061	株式会社フォートライフ	及び樹種 次のとおりとする。	採種を定めない。
E-1-48040	株式会社佐々木内装	〔二〕立木の伐採の方法	3 主伐として伐採をすることができる立木
E-1-48044	株式会社中野工業	一 保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木志波字	は、当該立木の所在する市町村に係る市町
E-23-48059	鳥居 正美	下道目木二六七五の一、一六七六の三、二六七	の面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に
E-1-48057	高橋 秀之	六の五、二六七六の六、一六七六の八、二七二	備え置いて総覽に供する。)
E-1-48068	株式会社日昇	一の一、二七二二の三	○農林水産省告示第八百五号
E-14-48065	有限公司西川内装店	二 保安林の伐採の目的 土砂の流出の防備	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
E-23-48070	東イン株式会社	〔一〕立木の伐採の方法	二十一条第一項の規定により、次のように保安林
E-37-48063	大鹿 剛幸	一 保安林の所在場所 福岡県飯塚市内住字橋詰	の指定をする。
E-13-48042	三雄株式会社	二 〔一〕五九五	4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
E-12-48056	株式会社雄久建設	三 指定施業要件	〔二〕立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
E-14-48058	合同会社Dropping eyes	11 指定施業要件	及び樹種 次のとおりとする。
E-14-48067	猫塚 智明	〔一〕立木の伐採の方法	(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ
E-3-48071	義永 幸男	1 立木の伐採の方法	の面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に
E-1-48075	中西 珠美	2 次の森林については、主伐は、根伐によ	備え置いて総覽に供する。)
E-28-48081	株式会社テラダイントリニア	る。	○農林水産省告示第八百六号
E-28-48062	株式会社ライジング	3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

3	主伐として伐採をする立木	は、当該立木の所在する市町村に係る市町
4	間伐に係る森林は、次のとおりとする。	村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2	立木の伐採の限度 次のとおりとする。	〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、そ
1	〔次とのおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県及び飯塚市役所に備え置いて総覽に供す	の面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて総覽に供する。)
3	間伐に係る森林は、次のとおりとする。	○農林水産省告示第八百六号
2	立木の伐採の限度 次のとおりとする。	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
1	〔次とのおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県及び飯塚市役所に備え置いて総覽に供す	二十一条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

3	主伐として伐採をする立木	は、当該立木の所在する市町村に係る市町
4	間伐に係る森林は、次のとおりとする。	村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2	立木の伐採の限度 次のとおりとする。	〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、そ
1	〔次とのおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県及び飯塚市役所に備え置いて総覽に供す	の面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて総覽に供する。)
3	間伐に係る森林は、次のとおりとする。	○農林水産省告示第八百六号
2	立木の伐採の限度 次のとおりとする。	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
1	〔次とのおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県及び飯塚市役所に備え置いて総覽に供す	二十一条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字花立三一七九の二・三一八三の三・三一八五の一・三一八八の一・三一九三・三一九四(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 福岡県八女市上陽町下横山字向野四八七九(次の図に示す部分に限る)、四八七八の一、四八八〇の三

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向野四八七八の一・四八七九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種次のとおりとする。

(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 福岡県八女市黒木町今字金堀谷一七一五、一七一六、字本迫一七七一の二、一七七三の一、一七七三の二、黒木町笠原字峯尾一四〇〇の二、一四〇九の一から一四〇九の三まで、一四一二三から一四五まで、一四一八から一四二一まで、一五六六、一五六七の一、一五六七の二、一五六八、字芹ノ迫一五五六の一から一五六九の四まで、一五七〇、一五七二から一五七四まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 福岡県大牟田市大字石岩本字焼石一七二四の一、大字上内字山口川原四〇

二 指定の目的 土砂の流出の防備

<p>○ 農林水産省告示第八百十一号</p> <p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十七年農林水産省告示第千二百三十四号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示し、公布する。</p> <p>令和七年五月二十六日</p> <p>農林水産大臣 小泉進次郎</p>																
<p>次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改</th><th>正</th><th>後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等の予算科目 （略）</td><td>事務の内容 （略）</td><td></td></tr> <tr> <td>米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るものうち地方農政局長の管轄する区域を越える取組以外のものに限る。）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生道整備推進交付金、指導監督交付金及び新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金のうち海岸事業及び農業農村整備事業に係るものに限る。）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		改	正	後	補助金等の予算科目 （略）	事務の内容 （略）		米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るものうち地方農政局長の管轄する区域を越える取組以外のものに限る。）			新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生道整備推進交付金、指導監督交付金及び新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金のうち海岸事業及び農業農村整備事業に係るものに限る。）			（略）		
改	正	後														
補助金等の予算科目 （略）	事務の内容 （略）															
米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るものうち地方農政局長の管轄する区域を越える取組以外のものに限る。）																
新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生道整備推進交付金、指導監督交付金及び新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金のうち海岸事業及び農業農村整備事業に係るものに限る。）																
（略）																
改	正	前														
補助金等の予算科目 （略）	事務の内容 （略）															
米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るものうち地方農政局長の管轄する区域を越える取組以外のものに限る。）																
（新設）																
（略）																

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

補助金等の予算科目	事務の内容	改	正	後
新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係るものに限る。）	（略）			
境創生基盤整備交付金（新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金のうち農山漁村地域整備交付金に係るものに限る。）	（略）			
補助金等の予算科目	事務の内容	改	正	前

附 則
(施行期日)
この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十七年農林水産省告示第千二百三十四号の規定は、令和七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第二百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成二十二年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なほ従前の例による。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣 小泉進次郎

この表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

補助金等の予算科目	事務の内容	改	正	後
農山漁村地域整備交付金（新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金のうち農山漁村地域整備交付金に係るものに限る。）	（略）			
補助金等の予算科目	事務の内容	改	正	前
農山漁村地域整備交付金（新設）	（略）			

補助金等の予算科目	事務の内容	改	正	後
農山漁村地域整備交付金（新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金のうち農山漁村地域整備交付金に係るものに限る。）	（略）			
補助金等の予算科目	事務の内容	改	正	前
地場創生整備推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係るものに限る。）	（略）			

補助金等の予算科目	事務の内容	改	正	後
米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るものうち沖縄総合事務局長の管轄する区域を越える取組以外のものに限る。）	（略）			
補助金等の予算科目	事務の内容	改	正	前
米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るものうち沖縄総合事務局長の管轄する区域を越える取組以外のものに限る。）	（略）			

補助金等の予算科目	事務の内容	改	正	前
農林水産大臣 小泉進次郎	（略）			
補助金等の予算科目	事務の内容	改	正	前
農林水産大臣 小泉進次郎	（略）			

○農林水産省告示第八百十三号
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第二百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣 小泉進次郎

この表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

音訳事業の制度的整備および視覚障害者等の情報アクセス保障、ICT活用の整備に関する質問主意書（八幡愛提出）

米の価格高騰対策に関する質問主意書（竹上裕子提出）

政府特別補佐人承認

五月二十二日額賀議長は、石破内閣総理大臣申請の次の者を、第二百十七回国会政府特別補佐人とする」とを承認した。

公正取引委員会委員長 茶谷 栄治

参議院

議事日程

五月二十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程 第二十二号 令和7年5月23日（金曜日）午前十時開議

第一 海洋法に関する国際連合条約に基づくいづれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月二十二日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四四号）

航空法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

議案受領（予備審査）

五月二十二日衆議院から次の議案が送付された。

自動車盗難対策等の推進に関する法律案（田中健外一名提出）（衆第三一号）

組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（円より子提出）（衆第三二号）

報告書提出

五月二十二日委員長から次の報告書を提出了た。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（閣法第四二号）審査報告書

海洋法に関する国際連合条約に基づくいづれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う國務大臣としての指定を解く（佐野 浩明）

特命全権大使に任命する（以上五月二十一日）

農林水産大臣臨時代理解職 ○農林水産大臣臨時代理解職

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四四号）

航空法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

人事異動

内閣

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

隠岐海峡地区にかかる特定漁港漁場整備事業計画書の公表について
（次のとおり）は省略し、隠岐海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画書を、水産庁漁港漁場整備部事業課、水産庁境港漁業調整事務所、鳥取県農林水産部水産振興課、島根県農林水産振興課、島根県西部農林水産局水産部水産課に備え置いて縦覧に供することとに、ホームページ（https://www.jfa.maff.go.jp/jgyoko-gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/sub82.html）により公表する。令和7年5月26日

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

日本産業規格
令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
記

制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
土工機械一機能安全—第3部：
A8341—3
耐候システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能と試験要求事項
(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

日本産業規格
令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
記

制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
土工機械一機能安全—第3部：
A8341—3
耐候システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能と試験要求事項
(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

日本産業規格
令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
記

制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
土工機械一機能安全—第3部：
A8341—3
耐候システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能と試験要求事項
(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

日本産業規格
令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
記

制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
土工機械一機能安全—第3部：
A8341—3
耐候システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能と試験要求事項
(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

日本産業規格
令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
記

制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
土工機械一機能安全—第3部：
A8341—3
耐候システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能と試験要求事項
(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

日本産業規格
令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
記

制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
土工機械一機能安全—第3部：
A8341—3
耐候システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能と試験要求事項
(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

日本産業規格
令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
記

制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
土工機械一機能安全—第3部：
A8341—3
耐候システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能と試験要求事項
(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

日本産業規格
令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
記

制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
土工機械一機能安全—第3部：
A8341—3
耐候システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能と試験要求事項
(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

日本産業規格
令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
記

制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
土工機械一機能安全—第3部：
A8341—3
耐候システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能と試験要求事項
(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

日本産業規格
令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
記

制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
土工機械一機能安全—第3部：
A8341—3
耐候システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能と試験要求事項
(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

日本産業規格
令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
記

制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
土工機械一機能安全—第3部：
A8341—3
耐候システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能と試験要求事項
(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

日本産業規格
令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
記

制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
土工機械一機能安全—第3部：
A8341—3
耐候システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能と試験要求事項
(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

日本産業規格
令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
記

制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
土工機械一機能安全—第3部：
A8341—3
耐候システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能と試験要求事項
(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

日本産業規格
令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
記

制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
土工機械一機能安全—第3部：
A8341—3
耐候システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能と試験要求事項
(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

恤事

小泉進次郎

江藤 拓

小泉進次郎

同

農林水産大臣臨時代理解職

○農林水産大臣臨時代理解職

日本産業規格
令和7年5月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
記

制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
土

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、静岡労働局の関係事業主を代表する者佐々木潤の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格のある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年5月26日

厚生労働大臣 福岡 資麿
記

1 推薦資格

雇用保険の被保険者を雇用する事業主が加入している事業主の団体であって、静岡労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 推荐手続

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

3 推薦締切日

令和7年6月6日

4 推薦書及び添付書類の提出場所

静岡労働局職業安定部職業安定課

別紙様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

注) 1 所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 東京都内の神田地区、御茶ノ水地区、水道橋地区、飯田橋地区及び東京駅皇居側一帯で行われている

(2) 上記(1)の地域が縄張であるかのように誇示している

5 開始決定の時における給付資金の額 金40万5000円

6 支給申請期間 令和7年5月26日から令和7年6月30日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 東京地方裁判所

(2) 裁判年月日 令和6年1月22日（同年2月6日確定）

(3) 被告人氏名 杉潤二こと佐々木淳二こと 高橋 淳二

(4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、当時指定暴力団住吉会向後睦会神田組の幹部であったが、みかじめ料名目で金銭を脅し取ろうと考え、

① 同組の組長であった佐々木操と共に、平成30年10月初旬頃、東京都千代田区神田三崎町先路上又は同区神田三崎町「みとや水道橋店A館」非常階段のいすれかにおいて、暴力団が同所周辺を縄張であるかのように誇示して飲食店等にみかじめ料の支払を要求していると認識し、その身体及び店長を務めていた居酒屋である店舗の営業等にいかなる危害を加えかねない気勢を示されるなどして佐々木操を怖がっていた被害者に対し、被告人において、顔面や首筋等の入れ墨を示して、「おやじの代わりだ」などと言い、暴力団構成員である被告人が佐々木操の代理としてみかじめ料を徴収するために同所周辺を回っているかのように誇示して暗に金銭の交付を要求し、もしその要求に応じなければ、被害者の身体及び店舗の営業等にいかなる危害を加えかねない気勢を示して被害者を怖がらせ、よって、平成30年10月初旬頃から令和2年6月初旬頃までの間、各交付場所のいすれかにおいて、19回にわたり、被害者から現金合計28万5000円の交付を受け

② ①の犯行に引き続き、令和2年7月初旬頃から令和3年2月初旬頃までの間、各交付場所のいすれかにおいて、8回にわたり、①のとおり被告人を怖がっていた被害者から現金合計12万円の交付を受け

これらを脅し取った。

(罪名) 恐喝

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611（代表）内線3350、4392

○ 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。

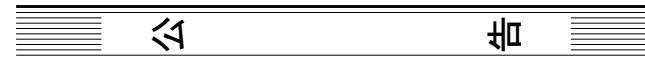
○ 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいすれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。



附 帰 項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和7年5月26日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和7年第4号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和7年5月26日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

平成29年11月中旬頃から令和4年1月27日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

指定暴力団住吉会向後睦会神田組の幹部である被告人が、東京都内の神田地区等において、いわゆる縄張であること誇示し、みかじめ料名目で飲食店等から金銭を脅し取った行為。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告
次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第1071号
山梨県富士吉田市下吉田2丁目19番11号
申立人 都留信用組合
本籍山梨県南都留郡山中湖村山中1456番地1、最後の住所山梨県甲府市川田町544番地1ソレイユ窪田307、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日令和6年9月19日、出生の場所山梨県南都留郡中野村、出生年月日昭和23年12月21日、職業無職
被相続人 亡 坂本 晓徳
事務所山梨県甲府市相生1丁目19番2号F.L.Dビル6階 あおば法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中川 佳治
催告期間満了日 令和7年12月2日
甲府家庭裁判所

令和7年(家)第138号
岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
申立人 各務原市
本籍岐阜県本巣市石原265番地、最後の住所岐阜県各務原市鵜沼川崎町2丁目28番地、死亡の場所岐阜県各務原市、死亡年月日令和5年5月6日頃、出生の場所岐阜県本巣郡北方町、出生年月日昭和39年5月21日、職業不明
被相続人 亡 堀口 裕幸
事務所岐阜市江川町16番地 弁護士法人森川・鈴木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中西 敏夫
催告期間満了日 令和7年12月5日
岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第2013号
徳島県阿波市市場町大俣字久光28番地
申立人 有限会社ゼン建
本籍徳島県阿波市市場町上喜来字敷地152番地1、最後の住所徳島県阿波市市場町香美字秋葉本139番地8、死亡の場所徳島県吉野川市、死亡年月日令和7年1月12日、出生の場所徳島県板野郡土成町、出生年月日昭和18年8月5日、職業無職
被相続人 亡 稲井 英二
徳島県美馬市脇町大字脇町2番地3
相続財産清算人 司法書士 森 廣一
催告期間満了日 令和7年12月31日
徳島家庭裁判所

令和7年(家)第2036号
徳島市中徳島町2丁目19番地
申立人 藤澤 和裕
本籍徳島県小松島市中郷町字加藤126番地、最後の住所徳島県徳島市津田本町2丁目2番30-211号えがお、死亡の場所徳島県徳島市、死亡年月日令和6年12月28日、出生の場所徳島県勝浦郡小松島町、出生年月日昭和3年6月6日、職業不詳
被相続人 亡 菊地キヨ子
徳島県阿南市富岡町西石塚1番地6土佐野ビル202号
相続財産清算人 弁護士 大森 千夏
催告期間満了日 令和7年11月30日
徳島家庭裁判所

令和7年(家)第3021号
東京都千代田区大手町1丁目9番4号
申立人 株式会社日本政策金融公庫
本籍茨城県古河市小堤2020番地68、最後の住所茨城県古河市小堤2020番地68、死亡の場所茨城県つくば市、死亡年月日令和5年9月21日、出生の場所茨城県古河市、出生年月日昭和27年8月19日、職業自営業
被相続人 亡 桑原 利夫
事務所茨城県古河市常盤町3番1号コーポサンフレッヂエ203渡良瀬法律事務所
相続財産清算人 弁護士 飯田 大樹
催告期間満了日 令和7年12月8日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年(家)第40257号
横浜市中区相生町4丁目75番地JTB・YN馬車道ビル4階
申立人 井原 紗子
本籍神奈川県横浜市港南区日野南6丁目22番、最後の住所横浜市港南区港南3丁目34番24号、死亡の場所神奈川県横浜市戸塚区、死亡年月日令和7年1月5日、出生の場所福島県若松市、出生年月日昭和17年4月21日、職業無職
被相続人 亡 三谷 玲子
事務所横浜市中区相生町4丁目75番地JTB・YN馬車道ビル4階
相続財産清算人 弁護士 井原 紗子
催告期間満了日 令和7年12月12日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第594号
山梨県南巨摩郡身延町八日市場518番地
申立人 佐野かめじ
本籍山梨県甲斐市吉沢616番地、最後の住所山梨県甲斐市吉沢621番地7、死亡の場所山梨県甲斐市、死亡年月日令和4年4月8日頃、出生の場所山梨県中巨摩郡敷島町、出生年月日昭和30年1月1日、職業無職
被相続人 亡 山本 英次
事務所山梨県甲府市丸の内1丁目7番3号さかえやビル3階 永淵総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 手塚 圭祐
催告期間満了日 令和7年12月2日
甲府家庭裁判所

令和7年(家)第8043号
静岡県三島市加茂川町14番1号 シャルマンコーポ三島817
申立人 原田 純子
本籍静岡県三島市一番町18番、最後の住所静岡県三島市一番町18番25号 三島一番町ハイツ1107、死亡の場所静岡県三島市、死亡年月日令和6年12月15日、出生の場所静岡県浜松市、出生年月日昭和19年2月4日、職業無職
被相続人 亡 金原 勝
静岡県駿東郡長泉町下土狩1291番1号第2古谷ビル202 おぎ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 萩 大祐
催告期間満了日 令和7年12月20日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年(家)第75号
静岡県藤枝市横内72番地の1
申立人 八木とし江
本籍静岡県静岡市駿河区石部239番地、最後の住所静岡県焼津市坂本373番地フラリッシュ2A、死亡の場所静岡県焼津市、死亡年月日令和6年3月11日頃から20日頃までの間、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和29年12月15日、職業無職
被相続人 亡 深津 光司
静岡県静岡市清水区辻1丁目2番1号えじりあ203号中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大瀧 友輔
催告期間満了日 令和7年12月1日
静岡家庭裁判所島田出張所

令和6年(家)第7864号
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
申立人 ダイレックス株式会社
本籍福岡県久留米市藤山町220番地2、最後の住所名古屋市天白区高坂町289番地の1カリテプリ201号、死亡の場所名古屋市天白区、死亡年月日令和5年8月28日、出生の場所福岡県久留米市、出生年月日昭和60年9月27日、職業不明
被相続人 亡 鬼木 一平
事務所名古屋市東区代官町34-12 J.Bビル2階西村パートナーズ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 稲垣 正浩
催告期間満了日 令和7年12月26日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7042号
名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1中村区役所等複合庁舎4階
申立人 名古屋市本陣市税事務所長 山本 道子
本籍名古屋市南区豊田1丁目206番地、最後の住所名古屋市南区豊田1丁目2番5号、死亡の場所名古屋市南区、死亡年月日令和4年1月12日頃、出生の場所名古屋市昭和区、出生年月日昭和34年9月22日、職業不動産貸付業
被相続人 亡 大矢 吉枝
事務所名古屋市東区葵1丁目13番18号 サッセンタービル3階 弁護士法人丸浜法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山田 英典
催告期間満了日 令和7年12月26日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7072号
名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 中村区役所等複合庁舎4階
申立人 名古屋市本陣市税事務所長 山本 道子
本籍名古屋市港区高木町5丁目18番地1、最後の住所名古屋市港区十一屋2丁目415番地の2 こころ十一屋、死亡の場所名古屋市港区、死亡年月日令和5年2月9日、出生の場所愛知県宝飯郡小坂井町、出生年月日昭和22年1月2日、職業不詳
被相続人 亡 石黒 宥年
事務所名古屋市中区丸の内1丁目4番12号 アレックスビル3階 弁護士法人後藤・木河法律事務所
相続財産清算人 弁護士 木河 賢二
催告期間満了日 令和7年12月17日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7199号
名古屋市瑞穂区明前町12番6号
申立人 伊藤 賢二
本籍名古屋市瑞穂区明前町1202番地、最後の住所名古屋市瑞穂区明前町12番5号、死亡の場所名古屋市瑞穂区、死亡年月日推定令和6年12月14日、出生の場所名古屋市瑞穂区、出生年月日昭和32年8月3日、職業無職
被相続人 亡 伊藤 元一
事務所名古屋市中区丸の内2丁目11番24号
M S丸の内ビル7階 山口統平法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤原 圭祥
催告期間満了日 令和8年1月5日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7208号
名古屋市中村区椿町7番9号
申立人 愛知県信用保証協会
本籍名古屋市緑区徳重5丁目1113番地、最後の住所名古屋市緑区徳重5丁目1113番地、死亡の場所愛知県名古屋市緑区、死亡年月日令和5年10月17日頃、出生の場所岐阜県海津郡今尾町、出生年月日昭和14年9月2日、職業不明
被相続人 亡 牧野 良男
事務所名古屋市中区丸の内3丁目18番28号K Sビル6階 弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所
相続財産清算人 弁護士 植木 祐矢
催告期間満了日 令和7年12月25日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第2031号
滋賀県大津市打出浜2番1号
申立人 滋賀県信用保証協会
本籍滋賀県大津市杉浦町20番、最後の住所滋賀県大津市千町2丁目1番27号、死亡の場所滋賀県大津市、死亡年月日令和6年1月21日頃から31日頃までの間、出生の場所京都府京都市伏見区、出生年月日昭和49年6月6日、職業飲食店経営
被相続人 亡 大川 明久
滋賀県大津市未広町7番1号大津パークビル7階 せせらぎ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 白木 優
催告期間満了日 令和7年12月26日
大津家庭裁判所

令和7年(家)第80255号
大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3-13-2
申立人 安田 章子
本籍大阪府大阪市阿倍野区昭和町2丁目9番地、最後の住所大阪府豊中市玉井町3丁目10番21号、死亡の場所不明、死亡年月日平成29年12月31日、出生の場所大阪府大阪市福島区、出生年月日昭和33年4月17日、職業不明
被相続人 亡 伊山 順子
大阪市北区梅田1丁目2番2-1200大阪駅前第2ビル12階1号
相続財産清算人 弁護士 木原万樹子
催告期間満了日 令和8年1月6日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80415号
大阪府東大阪市水走3丁目7番32号
申立人 株式会社ベル玩菓
本籍兵庫県淡路市仁井815番地3、最後の住所大阪府大東市諸福5丁目12番26号サンライフ302号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和6年12月24日、出生の場所兵庫県津名郡都志町、出生年月日昭和13年7月21日、職業不明
被相続人 亡 田中 鈴子
大阪市北区西天満4-3-25 梅田プラザビル7階
相続財産清算人 弁護士 望月 良馬
催告期間満了日 令和8年1月6日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80427号
大阪市此花区高見3丁目5番10号
申立人 三輪 瞬枝
本籍大阪府大阪市此花区高見3丁目70番地、最後の住所大阪市此花区高見3丁目7番5号、死亡の場所大阪府大阪市此花区、死亡年月日令和6年11月14日、出生の場所鳥取県東伯郡旭村、出生年月日昭和24年12月31日、職業無職
被相続人 亡 三輪 健一
大阪市北区天神橋2丁目5番25号若杉グランドビル本館11階
相続財産清算人 弁護士 伊東 祐一
催告期間満了日 令和8年1月7日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80484号
大阪市中央区平野町3丁目3番7号ニューライフ平野町1010
申立人 福本 和可
本籍大阪府大阪市東住吉区西今川4丁目21番地、最後の住所大阪市東住吉区西今川4丁目14番6号、死亡の場所大阪府大阪市城東区、死亡年月日令和6年12月3日、出生の場所奈良県宇智郡五條町、出生年月日昭和23年6月17日、職業無職
被相続人 亡 花坂 恵子
大阪市北区中之島2-2-7 中之島セントラルタワー24F
相続財産清算人 弁護士 大沼 剛
催告期間満了日 令和8年1月6日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40029号
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 神戸市
本籍兵庫県赤穂市東有年280番地、最後の住所神戸市中央区港島1丁目1番地の9イートピア神戸ポートアイランド1406号、死亡の場所神戸市西区、死亡年月日平成31年2月6日、出生の場所兵庫県赤穂郡有年村、出生年月日昭和5年1月13日、職業無職
被相続人 亡 池尾 勇
神戸市中央区栄町通4丁目1番11号 エタニティ栄町ビル301号 みなと元町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山口 達也
催告期間満了日 令和7年12月15日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40097号
兵庫県姫路市阿保乙327-3
申立人 佐藤 香苗
本籍神戸市中央区下山手通4丁目2番、最後の住所神戸市中央区相生町5丁目13番1-403号、死亡の場所神戸市兵庫区、死亡年月日令和6年4月8日、出生の場所山口県岩国市、出生年月日昭和19年3月25日、職業不明
被相続人 亡 笠岡 和雄
神戸市中央区海岸通5番地 神戸商船三井ビル306号室 後藤コンプライアンス法律事務所

相続財産清算人 弁護士 萩野 泰三
催告期間満了日 令和7年12月16日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40114号
東京都千代田区麹町5丁目2番地1
申立人 株式会社オリエントコーポレーション
本籍神戸市西区押部谷町西盛677番地、最後の住所兵庫県三木市志染町西自由が丘2丁目27番地 ピアン自由ヶ丘1号棟201号、死亡の場所兵庫県三木市、死亡年月日令和6年3月21日頃から31日頃までの間、出生の場所神戸市兵庫区、出生年月日昭和39年6月17日、職業不明
被相続人 亡 村主 宏
神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー21階神陵法律事務所
相続財産清算人 弁護士 福島 佳樹
催告期間満了日 令和7年12月15日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40173号
兵庫県神戸市中央区江戸町95番地 井門神戸ビル5階
申立人 一般社団法人ライフエンディング・ステージあさひ
本籍兵庫県神戸市東灘区御影本町2丁目954番地1、最後の住所兵庫県神戸市垂水区本多聞3丁目1番37-2809号、死亡の場所兵庫県神戸市垂水区、死亡年月日令和6年9月22日、出生の場所兵庫県武庫郡御影町、出生年月日昭和5年3月16日、職業無職
被相続人 亡 青山 陽子
兵庫県三田市中央町4番5号三田ビル5階
神戸三田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 兵頭 尚
催告期間満了日 令和7年12月12日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第70019号
兵庫県相生市相生4丁目6番11号
申立人 藤林ちづる
本籍兵庫県揖保郡太子町東保263番地12、最後の住所兵庫県相生市若狭野町内800番地141障害者支援施設みどり荘、死亡の場所兵庫県相生市、死亡年月日令和6年12月29日、出生の場所兵庫県相生市、出生年月日昭和32年11月23日、職業無職
被相続人 亡 中山 智都
事務所兵庫県たつの市龍野町富永1005番82階 たつの法律事務所
相続財産清算人 弁護士 萩野 正和
催告期間満了日 令和7年12月1日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70025号
神戸市須磨区若木町4丁目3番1-506号
申立人 角野 知子
本籍兵庫県加古川市別府町新野辺北町1丁目24番地2、最後の住所兵庫県加古川市別府町朝日町40番地リバール加古川南II-303号、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年月日令和6年8月26日、出生の場所京都府京都市東山区、出生年月日昭和47年9月11日、職業無職
被相続人 亡 小谷 実
事務所兵庫県姫路市南条10-4ひめじ市民法律事務所
相続財産清算人 弁護士 平田 元秀
催告期間満了日 令和7年12月10日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第514号
奈良県奈良市芝辻町2丁目7番8-507号
申立人 田中 稔
本籍岡山県苦田郡鏡野町薪森原195番地、最後の住所兵庫県尼崎市東難波町5丁目26番1号ナニワ文化B-7、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日令和2年3月8日、出生の場所岡山県苦田郡郷村、出生年月日昭和16年3月20日、職業建築設計業
被相続人 亡 田中 勝
事務所岡山県津山市南新座34番地アリコベル・しんざ201飯綱浩二法律事務所
相続財産清算人 弁護士 津田 真臣
催告期間満了日 令和7年12月1日
岡山家庭裁判所津山支部

令和6年(家)第30525・30556号
新潟県小千谷市大字薄生乙1338番地39
申立人 夏井 淳
広島県東広島市西条栄町8番29号
申立人 東広島市長 高垣 廣徳
本籍広島市安芸区矢野町4117番地24、最後の住所広島県東広島市黒瀬町乃美尾16番地16、死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日令和5年9月21日頃から30日頃までの間、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和24年1月8日、職業無職
被相続人 亡 夏井 志郎
事務所広島市中区上八丁堀4-1 アーバンピューグランドタワー1002号室
相続財産清算人 弁護士 宮城 直大
催告期間満了日 令和7年12月9日
広島家庭裁判所

令和6年(家)第30570号
広島県廿日市市新宮1丁目13番1号
申立人 廿日市市福祉事務所長 森本 真澄
本籍島根県徳島市一宮町西丁244番地、最後の住所広島県廿日市市宮内4丁目22番2-301号、死亡の場所広島県廿日市市、死亡年月日令和6年9月13日、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和41年10月14日、職業警備員
被相続人 亡 笠原宏一郎
事務所広島市中区白島九軒町17番1-203号
相続財産清算人 宮岡 泉
催告期間満了日 令和7年12月10日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第30007号
広島市西区古江東町23番26-2号
申立人 児玉 健史
本籍広島市西区古江上1丁目700番地1、最後の住所広島市西区古江東町23番26-2号、死亡の場所広島市西区、死亡年月日令和6年8月24日、出生の場所広島市西区、出生年月日昭和61年10月31日、職業無職
被相続人 亡 小野村和樹
事務所広島市中区本川町2-6-5 相生橋KMビル5階
相続財産清算人 弁護士 濱本 信成
催告期間満了日 令和7年12月9日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第30084号
広島市中区上幟町2番36-201号
申立人 松田佐智子
本籍広島市南区向洋大原町2827番地、最後の住所広島市東区福田5丁目1165番地3、死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日令和6年12月29日、出生の場所広島市、出生年月日昭和28年4月8日、職業無職
被相続人 亡 山下 豪
事務所広島市中区上幟町2番36-201号
相続財産清算人 司法書士 松田佐智子
催告期間満了日 令和7年12月9日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第30107号
広島県東広島市高屋町大畠549番地70
申立人 伊藤 祐治
本籍広島市南区南大河町494番地、最後の住所広島市南区丹那町39番18号、死亡の場所広島市南区、死亡年月日令和6年11月24日、出生の場所広島県佐伯郡深江村、出生年月日昭和25年12月27日、職業無職
被相続人 亡 伊藤 正法

事務所広島市中区八丁堀1-15 グラビスコート八丁堀201号
相続財産清算人 弁護士 石井 貴博
催告期間満了日 令和7年12月9日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第30039号
広島県呉市中央6丁目9番23号 サンヒルズビル2階
申立人 中野 誠吾
本籍広島県呉市広横路2丁目2056番地、最後の住所広島県呉市広横路2丁目8番30号、死亡の場所広島県呉市、死亡年月日令和6年10月3日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和30年9月19日、職業無職
被相続人 亡 神垣 尚美
事務所広島県呉市中央6丁目9番23号 サンヒルズビル2階 安芸総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中野 誠吾
催告期間満了日 令和7年12月5日
広島家庭裁判所呉支部

令和7年(家)第30026号
主たる事務所広島市中区大手町4丁目7番3号
申立人 広島県農業信用基金協会
本籍広島県尾道市西久保町1481番地12、最後の住所広島県尾道市高須町1095番地28、死亡の場所広島県尾道市、死亡年月日令和5年12月11日、出生の場所広島県尾道市、出生年月日昭和41年3月20日、職業会社員
被相続人 亡 黒飛 勝博
事務所広島市中区上八丁堀5番2号和光KMビル501号中根・車元法律事務所
相続財産清算人 弁護士 車元 晋
催告期間満了日 令和7年12月22日
広島家庭裁判所尾道支部

令和7年(家)第30005号
広島市中区吉島西1丁目4番15号
申立人 見吉 道徳
本籍広島県安芸高田市向原町坂2441番地、最後の住所広島県安芸高田市向原町坂2128番地、死亡の場所広島県庄原市、死亡年月日令和6年10月27日、出生の場所広島県高田郡向原町、出生年月日昭和26年2月10日、職業無職
被相続人 亡 山口 福美
広島県三次市十日市中2-7-27 三次板根ビル1階
相続財産清算人 弁護士 今岡慶太郎
催告期間満了日 令和7年12月26日
広島家庭裁判所三次支部

令和7年(家)第97号
愛媛県西予市明浜町渡江1012番地
申立人 木下 善喜
本籍愛媛県宇和島市吉田町深浦2番耕地549番地、最後の住所愛媛県西予市明浜町俵津3番耕地172番地第46、死亡の場所愛媛県西予市、死亡年月日令和7年2月13日、出生の場所愛媛県東宇和郡玉津村、出生年月日昭和27年9月16日、職業不明
被相続人 亡 宇都宮通吉
愛媛県宇和島市保手5丁目17番9号
相続財産清算人 松澤 恵
催告期間満了日 令和7年12月2日
松山家庭裁判所宇和島支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第1号

愛知県春日井市稻口町3丁目1番17号
申立人 株式会社池内
代表者代表取締役 堀江 和正
権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月4日
令和7年4月25日 大垣簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 YZ77919
金額 288,312円
支払期日 令和7年4月5日
支払地 大垣市
支払場所 株式会社大垣共立銀行 本店営業部
振出日 令和6年11月20日
振出地 大垣市神田町1丁目25番地
振出人 大垣機工株式会社 代表取締役 公文 良成
受取人 有限会社中部アタッチメント
裏書人 岐阜県大垣市新田町4丁目11番地 有限公司中部アタッチメント 代表取締役 杉山 勉
被裏書人 白地
最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあつたので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和6年(家)第9508号

東京都東大和市桜が丘2丁目222-1 クリオレジデンス玉川上水205
申立人 武田 恵美
国籍中国、最後の住所不明
不在者 申 勇華
西暦1963年7月31日生
届出期間満了日 令和7年8月28日
東京家庭裁判所

令和6年(家)第100号

神奈川県横浜市中区翁町2-8-10-804
申立人 中田美保子
本籍静岡県伊東市猪戸1丁目6番、最後の住所静岡県熱海市泉276番地の108
不在者 向後 榮枝
昭和21年6月24日生
届出期間満了日 令和7年8月29日
静岡家庭裁判所熱海出張所

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(へ)第3号

秋田県秋田市御所野湯本3丁目1番5号
申立人 山二建設資材株式会社
代表取締役 田口 清光
権利を争う旨の申述の終期 令和7年4月21日
令和7年4月24日 八戸簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 B B52660
金額 322,355円
支払期日 令和7年2月28日

支払地 青森県八戸市
支払場所 株式会社青森銀行御市場支店
振出日 令和6年10月21日
振出地 青森県八戸市北インター工業団地3丁目2-80

振出人 株式会社ほくとう 代表取締役 川村 有紀江
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和6年(へ)第4号

愛知県名古屋市熱田区千年1丁目2番70号
申立人 愛知時計電機株式会社
代表取締役 國島 賢治
権利を争う旨の申述の終期 令和7年4月24日
令和7年4月25日 八戸簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 BA12034
金額 144,320円
支払期日 令和7年2月5日
支払地 青森県八戸市
支払場所 株式会社岩手銀行湊支店
振出日 令和6年10月25日
振出地 青森県八戸市
振出人 サイトウホームライフ株式会社 代表取締役 斎藤 雅浩
受取人 申立人
最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第38号

新潟県加茂市五番町14番4号
債務者 有限会社タカノセツト
代表者代表取締役 高野 豊
1 決定年月日時 令和7年5月15日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中澤泰二郎
4 破産債権の届出期間 令和7年6月26日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後1時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第51号

山口県美祢市東町真名495番地3
債務者 株式会社宮六工務店
代表者代表取締役 宮崎 謙二

1 決定年月日時 令和7年5月16日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中光 弘治
4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後1時30分
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第1831号

大阪市北区梅田1丁目1番大阪駅前第3ビル10階
債務者 株式会社コンバル
代表者代表取締役 大西 欽也

1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡野 紘司

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第66号

兵庫県明石市大久保町西島845番地の74、前住所兵庫県明石市大久保町江井島112番地の1
債務者 飯沼 啓介
1 決定年月日時 令和7年5月14日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上入佐輝史
4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後1時10分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第55号

鳥取県鳥取市江津607番地 松本アパートA-46号、旧住所大阪府守口市東郷通3丁目11番35号
債務者 宮西 敏

1 決定年月日時 令和7年5月16日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松下 敏志
4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時45分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第59号

鳥取県鳥取市湖山町東1丁目647-10 M I Y A ハイツ湖山202、住民票上の住所石川県能美郡川北町字橋平12番地2 サンハイム橋107、旧住所石川県石川郡野々市町押野5丁目123番地
債務者 愛甲 勝義

1 決定年月日時 令和7年5月16日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 真輝
4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第266号 北九州市戸畠区幸町7番19-503号 債務者 井上 春樹 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿野 寛之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 岡山地方裁判所津山支部	1 主文 当裁判所が令和7年3月17日午前10時にした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「新潟市中央区花園1丁目1番8号アバガーデンコート新潟駅前1007号」とあるのを「名古屋市守山区小幡常燈12番18号 カシオペア203号 申立時の住所 新潟市中央区花園1丁目1番8号 アバガーデンコート新潟駅前1007号」と更正する。 2 決定年月日 令和7年5月12日 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第114号 福岡県久留米市津福今町477番地96 県営津福今町団地3棟103号 債務者 津田 富子 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小松 宏吉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 高松地方裁判所丸亀支部	1 決定年月日 令和7年5月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田岡 直博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月15日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 高松地方裁判所丸亀支部	1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第26号 兵庫県多可郡多可町中区西安田247番地2 債務者 大西 晃 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若原 曜昭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 神戸地方裁判所社支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年5月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 康博 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第27号 兵庫県多可郡多可町中区西安田247番地2 債務者 大西久美子 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若原 曜昭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 神戸地方裁判所社支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 宮崎地方裁判所日南支部	1 決定年月日 令和7年5月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 孝広 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 宮崎地方裁判所日南支部	1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第18号 岡山県津市里公文1862番地 債務者 庄司 啓貴 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津田 真臣	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 名古屋市守山区小幡常燈12番18号 カシオペア203号 申立時の住所 新潟市中央区花園1丁目1番8号 アバガーデンコート新潟駅前1007号 破産者 藤井 聰	1 決定年月日 令和7年5月15日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新福 宏 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所中市小柳町2丁目18番地の51ベルヴィハウス201、破産手続開始決定時の住所 東京都府中市本町1丁目22番地の1 破産者 白井 正
令和6年(フ)第249号 三重県三重郡川越町大字豊田758番地1 サーブラス コスモス 207号 破産者 奥山 和代 1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年5月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 津地方裁判所四日市支部破産係	
令和6年(フ)第95号 神戸市東灘区御影2丁目8番11-301号 破産者 株式会社キズカ 1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 新潟地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 津地方裁判所四日市支部破産係	
令和6年(フ)第9号 東京都府中市小柳町2丁目18番地の51ベルヴィハウス201、破産手続開始決定時の住所 東京都府中市本町1丁目22番地の1 破産者 白井 正	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 新潟地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年5月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 神戸地方裁判所姫路支部	

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年(フ)第12号

鹿児島県霧島市溝辺町麓1丁目38番地2 中西方、旧住所鹿児島県姶良市西餅田1330番地3 ケア&ナーシングあいら
破産者 石原 昭代(旧姓林)

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月6日午前10時
令和7年5月14日

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和6年(フ)第532号

大阪府泉南市信達大苗代62番地 泉南一丘団地53棟208号
破産者 松本 敏明

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月25日午後2時30分
令和7年5月14日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第914号

大阪府和泉市池上町4丁目11番32号
破産者 株式会社高石加工

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月26日午前10時30分
令和7年5月15日

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第163号

松江市下東川津町262番地10 リブ・ストーン206号、住民票上の前住所松江市国屋町357番地3
破産者 市場 智史

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月9日午前10時30分
令和7年5月15日

松江地方裁判所民事部

令和6年(フ)第834号

堺市西区鳳西町2丁86番地2 フジパレス鳳西103号
破産者 尾ノ井 泉

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月15日午前11時
令和7年5月15日

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第82号

北海道岩見沢市7条東4丁目8番地18 プレジデント66 1B号室
破産者 高橋 道之

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月4日午前11時
令和7年5月16日

札幌地方裁判所岩見沢支部

令和6年(フ)第12号

山形県鶴岡市羽黒町手向字薬師沢56番地318
破産者 高田 耕作

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月4日午前11時
令和7年5月15日 山形地方裁判所鶴岡支部

令和2年(フ)第56号

山梨県甲府市落合町568番地5
破産者 新日本通産株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月3日午前11時30分
令和7年5月14日

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第47号

兵庫県姫路市西新町110番地8
破産者 坂井 敏記

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月11日午後1時30分
令和7年5月13日 神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第66号

兵庫県姫路市白鳥台3丁目33番21号
破産者 構鉄工所こと構 和彦

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月11日午前11時30分
令和7年5月16日 神戸地方裁判所姫路支部

債権者集会招集

令和6年(フ)第463号

大阪市住吉区庭井2丁目18番108号 ロイヤルプレイス我孫子東 206号
破産者 宮腰 功一

1 期日 令和7年7月3日午後2時50分

2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告

令和7年5月12日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和6年(フ)第3712号

大阪市東成区深江北3丁目6番29号 ロイヤル深江 405号
破産者 春井 悠輝

異議申述期間 令和7年7月10日まで

令和7年5月15日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4126号

大阪府枚方市牧野阪2丁目2番7-209号
破産者 森藤 正臣

異議申述期間 令和7年7月10日まで

令和7年5月15日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第9号

北海道有珠郡壯瞥町字仲洞爺61番地 仲洞爺団地3号棟304号
破産者 中田 克宏

異議申述期間 令和7年7月18日まで

令和7年5月16日

札幌地方裁判所室蘭支部破産係

特別清算開始

令和7年(ヒ)第1001号

千葉市若葉区千城台西1丁目40番8号
清算株式会社 株式会社ヤハギ

代表清算人 鈴木 輝

- 1 決定年月日 令和7年5月9日

- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

千葉地方裁判所民事第4部

令和7年(ヒ)第2029号

東京都新宿区西新宿3丁目3番13号 西新宿水間ビル2F

清算株式会社 株式会社リージョナルライト
代表清算人 岡崎 啓佑

- 1 決定年月日 令和7年5月9日

- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第1号

岐阜県高山市国府町宇津江2775番地

清算株式会社 吉城電子工業株式会社
代表清算人 伊藤 哲雄

- 1 決定年月日 令和7年5月12日

- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岐阜地方裁判所高山支部

令和7年(ヒ)第1号

徳島県海部郡海陽町中山字石堤1番地1

清算株式会社 株式会社アトム
代表清算人 左津前里美

- 1 決定年月日 令和7年5月9日

- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

徳島地方裁判所阿南支部

令和7年(ヒ)第1号

香川県観音寺市坂本町5丁目17番17号

清算株式会社 新光実業株式会社
代表清算人 山崎 裕之

- 1 決定年月日 令和7年5月9日

- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

高松地方裁判所観音寺支部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第1003号

名古屋市東区泉2丁目5番26号

清算株式会社 アシストモーゲージ株式会社
1 決定年月日 令和7年5月12日

- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

名古屋地方裁判所民事第2部

特別清算協定認可**令和7年(ヒ)第1002号**

横浜市中区港町2丁目9番地
清算株式会社 マイクロ・ダイヤモンド株式会社

代表清算人 中島 博邦

1 決定年月日 令和7年5月1日

2 主文 次の協定を認可する。
協定

1 清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から2か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者が有する協定債権のうち元本に相当する額に按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。なお、本項に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法により実施するものとし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3 第1項に規定する弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額に按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。この場合において、各協定債権者が前項の規定に基づいて行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

4 特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以上

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(ヒ)第3004号

大阪府東大阪市荒本西3丁目2番25号

清算株式会社 株式会社エルグラン

代表清算人 林 恒己

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件協定を認可する。

協定

- 1 本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般的な先取特権その他一般的な優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
- 2 別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
- 3 前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、1円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

(別紙省略)

以上

大阪地方裁判所第6民事部

更生計画案議決権行使方法等**令和6年(ミ)第1—9号**

京都市中京区一之船入町537番20号F I S 御池ビル9階

更生会社 寛一商店株式会社

北海道函館市松陰町24番1号

更生会社 アサヒ調剤薬局株式会社

滋賀県東近江市八日市緑町13番14号

更生会社 有限会社ハヤシデラ

青森市大字安田字近野1番地329

更生会社 有限会社共生商会

北海道函館市桔梗1丁目2番9号

更生会社 株式会社ハーベリィ科学研究所

新潟県長岡市曲新町687—4

更生会社 株式会社ソフトリー

新潟市中央区関屋田町1丁目117番地1
更生会社 有限会社ライフプランニング
新潟市中央区関屋田町1丁目117番地1
更生会社 新潟医薬株式会社
新潟市東区栗山3丁目1番8号
更生会社 有限会社さくら調剤薬局

- 1 議決権行使の方法
書面投票による行使
- 2 投票期間
令和7年5月12日から同年6月23日まで
- 3 決議の組分け
更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
- 4 議決権不統一行使の通知期限
令和7年6月2日

令和7年5月12日
東京地方裁判所民事第20部**監督命令****令和7年(再)第14号**熊本県熊本市南区御幸笛田2丁目15番6号
再生債務者 医療法人社団御幸会

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員 東京都中央区日本橋3丁目3番4号 永沢ビル5階 永沢総合法律事務所 弁護士 野田 聖子
令和7年5月12日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可**令和6年(再)第1号**北海道恵庭市美咲野1丁目11番4号
再生債務者 米川 英樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条2項各号に定める事由はない。
令和7年5月9日

札幌地方裁判所民事第4部

再生手続終結**令和4年(再)第26号**

栃木県小山市大字栃木293番地21

再生債務者 株式会社オフィスエフエイ・コム

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画の遂行
令和7年5月9日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始**令和7年(再イ)第14号**千葉県佐倉市並木町90番地4
再生債務者 萩島 大基

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第14号相模原市中央区田名3354番地17
再生債務者 清水上那都美（旧姓鈴木）

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月17日から令和7年6月24日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第5号北海道苦小牧市緑町2丁目18番12—604号
再生債務者 梅内 文矢

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年6月25日まで

札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(再イ)第3号北海道標津郡中標津町東6条南9丁目1番地
7 ハスコート中標津Ⅱ 103

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年6月25日まで

釧路地方裁判所根室支部

令和6年(再イ)第230号	3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令和7年6月25日まで
埼玉県川口市本前川3丁目21番7号 再生債務者 高麗 智行	静岡地方裁判所民事第2部
1 決定年月日時 令和7年5月14日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年(再イ)第83号 名古屋市東区古出来1丁目3番3号 ラ・プラス古出来110号 再生債務者 宮村 昌宏
3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年6月25日まで	1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
さいたま地方裁判所第3民事部 令和7年(再イ)第38号 埼玉県朝霞市三原3丁目34番33号 エレノア201 再生債務者 郷野 光昭	3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで
1 決定年月日時 令和7年5月14日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	名古屋地方裁判所民事第2部
3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年6月25日まで	令和7年(再イ)第90号 愛知県尾張旭市東本地ヶ原町3丁目8番地 アルモニー晴丘103号 再生債務者 桐山カンナ
さいたま地方裁判所第3民事部 令和7年(再イ)第18号 相模原市南区当麻1104番地8 メゾンドルミエール205 再生債務者 武田 剛実	1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
1 決定年月日時 令和7年5月14日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで
3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年6月25日まで	名古屋地方裁判所民事第2部
横浜地方裁判所相模原支部 令和7年(再イ)第5号 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪832番地 再生債務者 澤野 篤志	令和7年(再イ)第94号 名古屋市瑞穂区雁道町1丁目10番地の2 メゾン・サンクレール・イトウ103号 再生債務者 芹田 晃久
1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部 令和7年(再イ)第36号 静岡市葵区内牧174番地の11 再生債務者 本間健二郎	名古屋地方裁判所民事第2部
1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年(再イ)第12号 兵庫県尼崎市上ノ島町3丁目25番36号D A I K E N武庫之荘B202 再生債務者 長尾 愛佳(旧姓宮里)

令和7年(再イ)第20号 兵庫県尼崎市浜田町4丁目68番地の1第二サンライフ共栄501号 再生債務者 松本 勝彦	1 決定年月日時 令和7年5月15日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
静岡地方裁判所民事第2部 令和7年(再イ)第83号 名古屋市東区古出来1丁目3番3号 ラ・プラス古出来110号 再生債務者 宮村 昌宏	3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで
1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	名古屋地方裁判所民事第2部
3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで	令和7年(再イ)第2号 青森市大字浦町字奥野346番地27 再生債務者 前田 大輔
さいたま地方裁判所第3民事部 令和7年(再イ)第17号 三重県四日市市清水町2番31号 再生債務者 横口 祥吾	1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで
3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで	神戸地方裁判所尼崎支部
3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで	令和7年(再イ)第2号 青森市大字浦町字奥野346番地27 再生債務者 前田 大輔
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで	1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで	津地方裁判所四日市支部
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで	令和7年(再イ)第17号 三重県四日市市清水町2番31号 再生債務者 横口 祥吾
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで	1 決定年月日時 令和7年5月15日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで	津地方裁判所四日市支部
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで	令和7年(再イ)第16号 岡山県倉敷市茶屋町2125番地1 ピッグベー アA205号 再生債務者 岡崎美由貴(旧姓齋藤)
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月30日まで	1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月30日まで	青森地方裁判所民事部再生係
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで	令和7年(再イ)第1号 青森県北津軽郡板柳町大字五林平字前橋13番 地6 再生債務者 麺屋ひとなぎこと 松橋 徹
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月18日まで	1 決定年月日時 令和7年5月15日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月30日まで
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月18日まで	青森地方裁判所五所川原支部個人再生係
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月18日まで	令和7年(再イ)第2号 青森県北津軽郡板柳町大字五林平字前橋13番 地6 再生債務者 松橋 葉月(旧姓坂本)
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで	1 決定年月日時 令和7年5月15日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月17日まで
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月18日まで	青森地方裁判所五所川原支部個人再生係
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月18日まで	令和7年(再イ)第8号 岡山地方裁判所倉敷支部
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月18日まで	1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月10日から令和7年6月17日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月10日から令和7年6月17日まで
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月18日まで	名古屋地方裁判所豊橋支部
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月18日まで	令和7年(再イ)第2号 愛知県豊橋市中郷町194番地1 房仙1 再生債務者 満永 幸治
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月10日から令和7年6月17日まで	1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月10日から令和7年6月17日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月10日から令和7年6月17日まで
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月18日まで	札幌市豊平区月寒西1条10丁目3番16-301 号 再生債務者 渡邊真紀子
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月18日まで	1 決定年月日時 令和7年5月15日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月18日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月18日まで	青森地方裁判所五所川原支部個人再生係
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月18日まで	令和7年(再イ)第16号 三重県桑名市筒尾8丁目7番地10 再生債務者 工藤 大典
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月18日まで	札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第70号
 千葉県船橋市二和西3丁目19番8号 フルハウスA-204号
 再生債務者 木部 裕太
 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月3日まで

**千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（再イ）第72号**
 千葉市花見川区浪花町908番地 パープルハウス203号
 再生債務者 田山 康次
 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月3日まで

**千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（再イ）第9号**
 千葉県袖ヶ浦市神納5017
 再生債務者 下門 大樹
 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月3日まで

**千葉地方裁判所木更津支部
令和7年（再イ）第20号**
 岐阜市長良真生町2丁目15番地 清水コーポラス502号室、（住民票上の住所）岐阜県郡上市八幡町稻成490番地13
 再生債務者 高坂 駿佑
 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後3時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年6月26日まで

岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第26号
 名古屋市中村区日ノ宮町4丁目94番地の2
 再生債務者 佐藤 正毅

1 決定年月日時 令和7年5月15日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第102号

名古屋市中村区鴨付町1丁目11番地の2 藤和シティホームズ鴨付エフ番館201号
再生債務者 下吉 研二

1 決定年月日時 令和7年5月15日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第28号

愛知県一宮市貴船2丁目8番36-1号
再生債務者 川瀬 新治

1 決定年月日時 令和7年5月15日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第6号

滋賀県東近江市小脇町2335番地2
再生債務者 井手 直樹

1 決定年月日時 令和7年5月15日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第9号

滋賀県東近江市桜川東町483番地
再生債務者 村田 未来

1 決定年月日時 令和7年5月15日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第69号
札幌市北区新川2条7丁目2番2-101号
再生債務者 土井 和也
1 決定年月日時 令和7年5月16日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年6月27日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第1号
北海道小樽市オタモイ1丁目7番1号
再生債務者 岸 瞳
1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年6月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(再イ)第16号
福島県郡山市喜久田町堀之内字下前田7番地
再生債務者 橋本 順子
1 決定年月日時 令和7年5月16日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年6月26日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和7年(再イ)第20号
神奈川県厚木市温水西2丁目23番1号
再生債務者 黄金井慎二
1 決定年月日時 令和7年5月16日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年6月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第15号
三重県四日市市ときわ5丁目3番23号
再生債務者 友松 良浩
1 決定年月日時 令和7年5月16日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令和7年6月20日まで

津地方裁判所四日市支部

令和7年（再イ）第8号

滋賀県蒲生郡日野町大字内池525番地10
再生債務者 酒井 伸貴

1 決定年月日時 令和7年5月16日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和6年（再イ）第17号

岡山県津山市東一宮5番地4
再生債務者 船引 明美

1 決定年月日時 令和7年5月16日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令和7年6月20日まで

岡山地方裁判所津山支部

令和7年（再イ）第41号

岡山市中区原尾島2丁目9番3号 ラ・イース原尾島103
再生債務者 白神颯太郎

1 決定年月日時 令和7年5月15日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年6月30日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第10号

茨城県土浦市藤沢新田15番地
再生債務者 酒井 典之

1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月24日から令和7年7月15日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年（再イ）第196号 大阪市大正区平尾2丁目24番4-711号（旧住所 大阪市大正区泉尾5-2-2-405） 再生債務者 金田 由枝 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月17日から令和7年7月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部 小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和6年（再イ）第298号 東京都足立区西保木間4-12-68 再生債務者 前田 智子 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月30日まで 令和7年5月13日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第459号 東京都北区岸町1-5-9-505（住民票上の住所）鹿児島県鹿児島市武岡1-121-6-104 再生債務者 篠原 昌幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月30日まで 令和7年5月13日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第509号 東京都荒川区南千住6-61-5-103 再生債務者 中村 堅 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月30日まで 令和7年5月13日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第532号 東京都大田区大森中1-13-10-101 再生債務者 鹿柴 正人	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月30日まで 令和7年5月13日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第534号 東京都八王子市山田町1644-15 再生債務者 大熊 雅樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月30日まで 令和7年5月13日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第545号 東京都港区海岸3-8-9-1003 再生債務者 小池由紀子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月30日まで 令和7年5月13日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第554号 東京都杉並区下高井戸1-31-11 トーション フェニックス桜上水式番館801 再生債務者 熊本 文子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月30日まで 令和7年5月13日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第558号 東京都板橋区小茂根4-12-1-102 再生債務者 栗原 勇都 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月30日まで 令和7年5月13日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第218号 千葉県市川市相之川3丁目11番10-203号 (市川グローバーハイツ堀木) 再生債務者 早川 ユキ	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月2日まで 令和7年5月14日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（再イ）第30号 千葉県浦安市堀江5丁目2番41-502号 K E Y'S 浦安 再生債務者 佐々木悠祐 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月2日まで 令和7年5月14日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年（再イ）第523号 東京都足立区六月2-6-12-202 再生債務者 原田 泰成 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月2日まで 令和7年5月14日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第9号 栃木県宇都宮市駒生町1024番地28 再生債務者 羽石 公一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月4日まで 令和7年5月14日 宇都宮地方裁判所第1民事部 令和6年（再イ）第94号 川崎市宮前区野川本町3丁目21番19号 再生債務者 今村 純一 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月4日まで 令和7年5月14日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年（再イ）第17号 名古屋市名東区高針荒田502番地 グローヴ 大久手A棟102号 再生債務者 中井 義幸	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月4日まで 令和7年5月14日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第38号 愛知県知多郡東浦町大字生路字前田127番地 ルネヌースーパーバルティマン105号 再生債務者 小林 智大 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月4日まで 令和7年5月14日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年（再イ）第42号 埼玉県熊谷市原島1118番地10 再生債務者 山本樹莉亞 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月5日まで 令和7年5月14日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年（再イ）第158号 東京都府中市四谷3丁目57番地の3 再生債務者 外間 公久 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月5日まで 令和7年5月15日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年（再イ）第3号 岐阜県中津川市中津川12398番地の120 再生債務者 佐野 真琴 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月5日まで 令和7年5月15日 岐阜地方裁判所多治見支部
---	--	--	--

令和7年（再イ）第1号 福島県会津若松市大塚2丁目3番50号 再生債務者 柏木 清志 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで 令和7年5月14日 福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係 令和7年（再イ）第9号 埼玉県所沢市西所沢1丁目15番12-706号 サーパスシティ所沢 再生債務者 久保 明 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで 令和7年5月14日 さいたま地方裁判所川越支部 令和6年（再イ）第208号 大阪府東大阪市菱屋東2丁目4番25号 再生債務者 仲間 憲子（旧姓岡本） 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで 令和7年5月14日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第87号 大阪市都島区都島中通3丁目5番17号 再生債務者 今村 悠助 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで 令和7年5月14日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第3号 函館市中道1丁目18番1号 再生債務者 寺内 博幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで 令和7年5月15日 函館地方裁判所	令和7年（再イ）第4号 函館市深堀町32番41号 ラフォーレトミ2 202号室 再生債務者 石岡 裕也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで 令和7年5月15日 函館地方裁判所 令和7年（再イ）第2号 釧路市春採2丁目17番14号 再生債務者 菅原 淑美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで 令和7年5月15日 釧路地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第1号 福島県相馬市黒木字迎畠231番地の3 再生債務者 渡部 功司 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで 令和7年5月15日 福島地方裁判所相馬支部 令和7年（再イ）第4号 長野県松本市大字島内4619番地1 再生債務者 山村 公章 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで 令和7年5月15日 長野地方裁判所松本支部 令和6年（再イ）第72号 滋賀県草津市駒井沢町375番地13 再生債務者 村上 健 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで 令和7年5月15日 大津地方裁判所民事部再生係 令和6年（再イ）第77号 滋賀県湖南市石部北5丁目6番13号 再生債務者 長岡 吾一	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで 令和7年5月15日 大津地方裁判所民事部再生係 令和7年（再イ）第1号 京都府綾部市味方町葉師谷150番地の63 再生債務者 春田 裕哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで 令和7年5月15日 京都地方裁判所福知山支部個人再生係 令和6年（再イ）第282号 横浜市瀬谷区瀬谷4丁目20番地3 瀬谷ハイツB 112 再生債務者 久保田健太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで 令和7年5月15日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和6年（再イ）第292号 横浜市瀬谷区東野35番地14 再生債務者 村山 勇治 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで 令和7年5月15日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年（再イ）第17号 千葉県船橋市高根台1丁目3番31-107号 再生債務者 竹口 隼 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月15日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年（再イ）第480号 東京都足立区小台2-28-6 メルディア小台二丁目201 再生債務者 佐藤 夏実 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月15日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第520号 東京都板橋区大山町9-6-302 再生債務者 中根 悠介 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月15日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第543号 東京都港区六本木3-16-13-211 再生債務者 山口 展生 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月15日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第38号 千葉県我孫子市柴崎台1-10-8-202 再生債務者 紀伊 領太 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月15日 東京地方裁判所民事第20部
--	--	---

令和7年(再イ)第1号
岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根北荒巻23番地14
第2アミティ金ヶ崎寮A-310号室
再生債務者 藤澤 悠樹
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
4日まで
令和7年5月15日 盛岡地方裁判所水沢支部
令和7年(再イ)第2号
岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根中谷地30番地19
再生債務者 千葉 洋
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
4日まで
令和7年5月15日 盛岡地方裁判所水沢支部
令和6年(再イ)第94号
埼玉県上尾市富士見1-1-13J R富士見町
宿舎304(住民票上の住所)群馬県太田市新
井町152番地4
再生債務者 小暮 朋芳
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
4日まで
令和7年5月14日
さいたま地方裁判所第3民事部
令和6年(再イ)第14号
茨城県水戸市姫子2丁目339番地の11
再生債務者 川田 雅明
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
5日まで
令和7年5月15日 水戸地方裁判所
令和6年(再イ)第31号
茨城県取手市米ノ井88番地4
再生債務者 村石 義孝
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
5日まで
令和7年5月15日 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部
令和6年(再イ)第56号
群馬県前橋市小相木町142番地3 ドムス前
橋II 101号
再生債務者 久保田秀和

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
5日まで
令和7年5月15日
前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(再イ)第204号
さいたま市岩槻区諒訪5丁目1番地7
再生債務者 佐々木恭平
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
5日まで
令和7年5月15日
さいたま地方裁判所第3民事部
令和6年(再イ)第33号
長野市大字北尾張部794番地3 ノーチェ101
号室
再生債務者 長田 文人
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
5日まで
令和7年5月15日
長野地方裁判所民事部再生係
令和6年(再イ)第71号
岐阜市雄緑町2丁目14番地5
再生債務者 鈴木 貴之
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
5日まで
令和7年5月15日 岐阜地方裁判所
令和6年(再イ)第81号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町5丁目338番地11
再生債務者 中村 勇介
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
5日まで
令和7年5月15日 岐阜地方裁判所
令和6年(再イ)第268号
愛知県瀬戸市萩山台9丁目218番地の1
再生債務者 横道 一生
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
5日まで
令和7年5月15日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第51号
名古屋市名東区高針5丁目1003番地の4
再生債務者 山口 一典
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
5日まで
令和7年5月15日
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第3号
岩手県北上市和賀町煤孫9地割119番地
再生債務者 武田 光顕
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
6日まで
令和7年5月16日 盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年(再イ)第1号
栃木県矢板市東町1203番地21
再生債務者 三浦 勇輝
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
6日まで
令和7年5月16日
宇都宮地方裁判所大田原支部
令和6年(再イ)第49号
群馬県伊勢崎市赤堀今井町1丁目86番地25
再生債務者 萩原 良
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
6日まで
令和7年5月16日
前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第1号
千葉県松戸市大谷口259番地の34 フガール
02-101号
再生債務者 山崎 裕太
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
9日まで
令和7年5月12日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第14号
千葉県鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷4丁目4番6-31号
再生債務者 森 義行
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
9日まで
令和7年5月12日
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(再イ)第17号
岡山市北区富田173番地1 エクセルメゾン
岡山211
再生債務者 中原 和昭
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6
月5日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
5日まで
令和7年5月15日
岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(再イ)第132号
北九州市若松区鴨生田4丁目11番46号(セ
ジュール鴨生田C棟101号室)
再生債務者 中村 智弘
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6
月5日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
5日まで
令和7年5月15日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(再口)第8号
熊本県菊池市泗水町吉富85番地3 フローラ
ルトラスト A201
再生債務者 大林 慶一
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6
月5日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
5日まで
令和7年5月15日
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年（再イ）第118号 兵庫県高砂市曾根町2785番地の5 再生債務者 岡田 浩一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月13日まで 令和7年5月16日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年（再イ）第12号 兵庫県姫路市大津区平松78番地8 再生債務者 莢田 勝 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月13日まで 令和7年5月16日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年（再イ）第16号 兵庫県姫路市青山西2丁目22番22-402号第一青山ハイツ（従前の住所）大阪府大阪市東淀川区淡路5-21-13-603号 再生債務者 吉原 恵一 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月13日まで 令和7年5月16日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年（再イ）第18号 兵庫県高砂市曾根町783番地の5 再生債務者 神戸サンドウイッヂ工房こと三軒 芳樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月13日まで 令和7年5月16日 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（再イ）第2号 鹿児島県姶良郡湧水町川西14番地7 再生債務者 松下 順一 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月11日まで 令和7年5月14日 鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係 令和7年（再イ）第3号 広島県福山市曙町6丁目6番16-3号 再生債務者 藤原 靖士 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月13日まで 令和7年5月16日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 令和6年（再イ）第7号 広島県三次市十日市東2丁目14番27号（101号） 再生債務者 堀井 龍一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月13日まで 令和7年5月16日 広島地方裁判所三次支部 給与所得者等再生による再生手續開始 令和7年（再口）第2号 神奈川県厚木市関口999番地10 再生債務者 浅井 将凱 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前11時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年6月27日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和6年（再口）第5号 神戸市北区道場町下部697番地の20 再生債務者 山本 真大 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後4時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年7月2日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年（再口）第1号 兵庫県加古川市上荘町都染453番地 再生債務者 吉岡 二郎 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令和7年7月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年（再口）第1号 鹿児島県姶良市平松6279番地2 スカイ・ルーチェM102号 再生債務者 久保 革 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令和7年7月2日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係 令和7年（再口）第2号 広島市西区中広町3丁目26番4号 再生債務者 日原 秀世 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月3日まで 広島地方裁判所民事第4部 令和6年（再口）第2号 山口県光市浅江6丁目9番12号 再生債務者 田中 敬士 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前11時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年7月4日まで 山口地方裁判所周南支部 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和6年（再口）第9号 千葉市稻毛区宮野木町1615番地46 再生債務者 米田 康大 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月18日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年6月2日まで 令和7年5月15日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年（再口）第4号 富山市東岩瀬町559番地 再生債務者 金井 英大 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月17日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ POSSIBILITY 3 2の書面の提出期間 令和7年6月6日まで 令和7年5月16日 富山地方裁判所民事部 令和7年（再口）第1号 京都府南丹市園部町木崎町東川端18番地1 メゾンクロシェ102号 再生債務者 城本 義博 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月28日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ POSSIBILITY 3 2の書面の提出期間 令和7年6月16日まで 令和7年5月16日 京都地方裁判所園部支部再生係 給与所得者等再生による再生計画認可 令和6年（再口）第9号 横浜市南区井土ヶ谷中町75番地 再生債務者 湯澤 通成 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月14日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
--	--	--	---

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司告載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(一) https://solva-legal.com/koukoku/sakaelchoume_hotel_systems_kk/

(戊) https://solva-legal.com/koukoku/shhotel_management_kk/

令和七年五月二十六日
大阪市北区大淀中二丁目一番八号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に付し異議の有る債権者は、本ハ吉田

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(一) https://solva-legal.com/koukoku/sakaelchoume_hotel_systems_kk/

(戊) https://solva-legal.com/koukoku/shhotel_management_kk/

令和七年五月二十六日
大阪市北区大淀中二丁目一番八号

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

(一) https://solva-legal.com/koukoku/sakaelchoume_hotel_systems_kk/

(戊) https://solva-legal.com/koukoku/shhotel_management_kk/

令和七年五月二十六日
大阪市北区大淀中二丁目一番八号

左記会社のうち乙及び丙は合併して乙は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしました。

また、左記会社のうち甲及び乙は、前記乙及び丙の合併の効力発生を条件として、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙・丙)

掲載紙 官報

掲載日付 令和七年五月十五日

掲載頁 八十二頁(号外第一〇七号)

令和七年五月二十六日

東京都港区麻布十番一丁目一一番三号

(甲) 株式会社東亜商館
代表取締役 新井 有羅

(乙) 株式会社東亜商館
代表取締役 加藤 総一

東京都港区麻布十番一丁目一一番三号

(丙) 株式会社東亜FG
代表取締役 加藤 総一

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

(乙) 掲載の日付 令和六年九月三十日
掲載頁 一三八頁（号外第三二八号）

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年九月三十日
掲載頁 一二七頁（号外第一二八号）

令和七年五月二十六日

東京都港区赤坂一丁目一二番三三二号

(甲) 株式会社 i m p a c t T V
代表取締役 川村 雄二

(乙) 株式会社 i m p a c t • e
代表取締役 川村 雄二

左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。(第一合併)

また、左記会社のうち甲及び丙は、第一合併の効力発生を条件として合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしました。(第二合併)

また、左記会社のうち甲及び丁は、第二合併の効力発生を条件として合併して、甲は丁の権利義務全部を承継して存続し丁は解散することにいたしました。(第三合併)

また、左記会社のうち甲及び戊は、第三合併の効力発生を条件として合併して、甲は戊の権利義務全部を承継して存続し戊は解散することにいたしました。(第四合併)

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://solva-legal.com/koukoku/trip_base_hotel_management_kk/

(乙) https://solva-legal.com/koukoku/classic_select_hospitality_service_kk/

